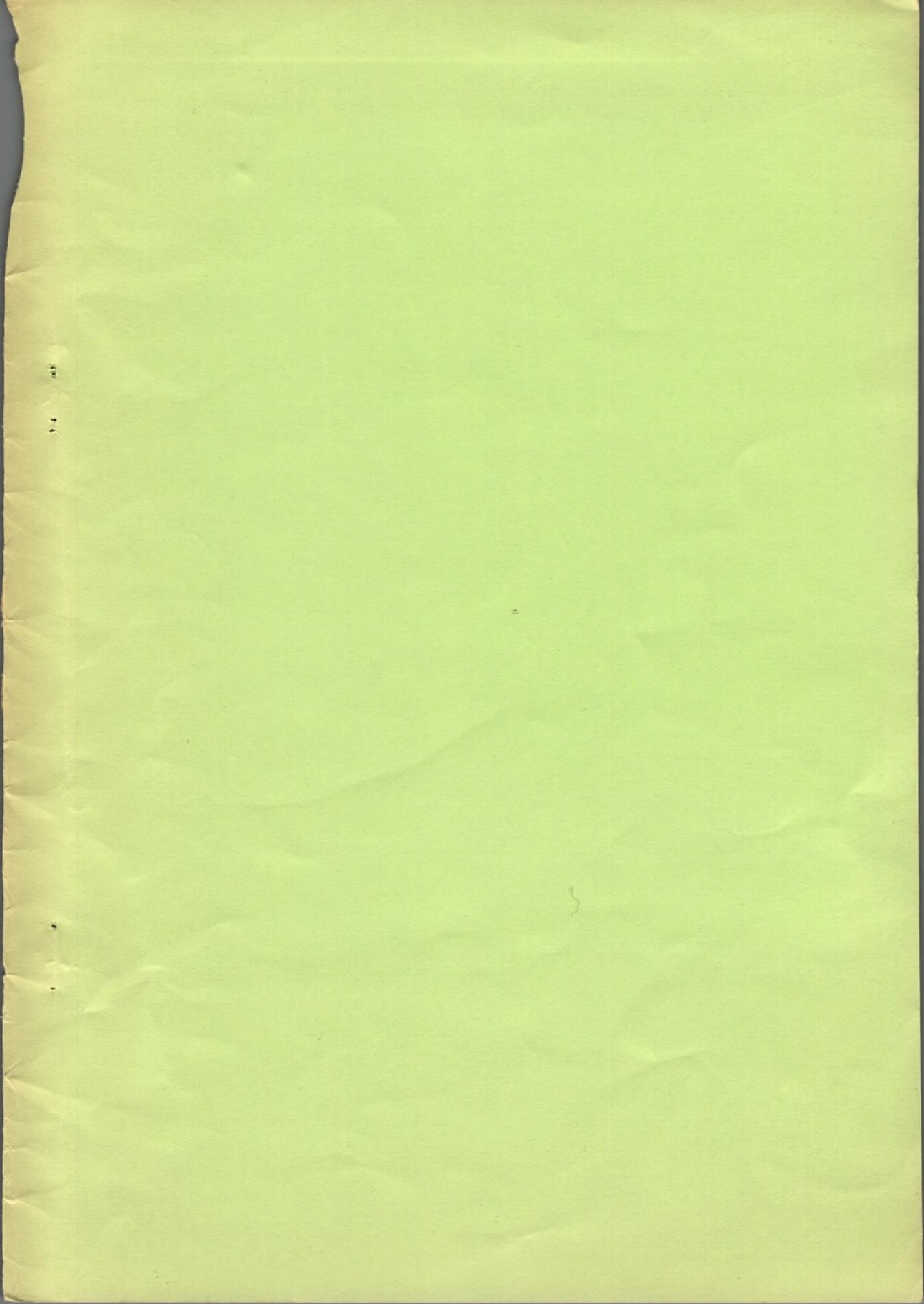


1984年8月20日第3種郵便認可（毎月6回1,5,10,15,20,25の日発行）
1989年12月27日発行 KSK殺したんじやねえもの控訴審判決文特集号増刊通巻 223号

KSK殺したんじやねえもの控訴審判決文特集号

一九八九年九月六日 東京高等裁判所

野田事件控訴審判決文



平成元年九月六日宣告 裁判所書記官 吉田 稔
昭和六二年（う）第三四六号

判 決

本籍・住居 千葉県野田市瀬戸七〇四番地

貸仕事（口紅ケース加工内職）

青山 正

昭和二三年六月一日生

右の者に対する強制わいせつ致死・殺人被告事件について、昭和六二年一月二六日千葉地方裁判所松戸支部が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立があつたので、当裁判所は、検察官久保裕、芦沢恒雄出席のうえ審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

風呂大士（東吉） 当審における未決勾留日数中七〇〇日を原判決の本刑に算入する。

以上記する各弁護意見大抵前段の旨申すところ多くは既述の如じであるが、以下に付する本件の陳述が、弁護人の諸君の陳述を以て、又も同上略事一、前大旨裏を駁出の旨申す所である。

理　由

本件控訴の趣意は、弁護人若穂井透提出、及び同大塚喜一、滝沢信連名提出の各控訴趣意書に、これに対する答弁は検察官久保裕提出の答弁書に、それぞれ記載のとおりであるから、これらをここに引用するが、弁護人らの論旨は要するに、

原判決は、被告人が昭和五四年九月一一日午後二時四〇分ころ、関根恵津子（昭和四八年四月一日生れ、当時小学校一年生）を、被告人方裏の野田市瀬戸字西の前六九七番一の竹林に連行し、裸にしてわいせつ行為をし、かつ未必的殺意をもってその口の中にハンカチとパンティーを押し込み、窒息死させた旨を認定し、被告人を有罪とし、被告人が精神遅滞のため心神耗弱の状態にあつたとして、懲役一二年を量刑したが、原判決には、

①被告人は訴訟無能力者であるから、公判手続を停止するか、控訴を棄却すべきであつたのに、訴訟行為能力に関する法令の解釈適用を誤った結果、訴訟能力ありとして、訴訟手続を進めた違法

②被告人は心神喪失の状態にあつたのに、心神耗弱を認めなかつた事実誤認

③任意性を欠いた被告人の自白を証拠として採用した違法（訴訟手続の法令違反）

④被告人は本件公訴にかかる犯行をしていないのに、自白の信用性、物証の証明力等についての判断を誤り、本件を被告人の犯行とした事実誤認

⑤被告人が犯人であるとしても、精神発達遅滞者である被告人には、犯行による被害者の死の結果を予見する能力はなく、未必的殺意はなかつたのに、これを認定した事実誤認があり、

⑥仮に右主張がすべて理由がないとしても、原判決の量刑は不當に重い
というのである。

所論がその理由付けとして論述すると「ころは詳細かつ多岐にわたるが、これに対し、記録及び証拠物を精査し、当審における事実取調の結果を加えて検討した結果、当裁判所の判断は以下に示すところである。」

第一 被告人の訴訟能力、責任能力（論旨①、②）について

被告人は、昭和五四年一〇月鑑定人中田修による鑑定時の、鈴木ビニー式検査による知能指数三六、知能年齢五歳一〇か月程度、同五五年六月鑑定人西山詮による鑑定時の、田中ビニー式検査による知能指数四一、知能年齢六歳程度（知覚・運動領域では九歳前後）の、重症痴愚級と判定される精神発達遲滞者であることは、右中田、西山両医師の各鑑定書等関係証拠上明らかであって、格別争もないところである。

しかし、この程度の精神障害（発達遅滞）が刑法上の心神喪失にも、刑訴法上の訴訟無能力にもあたらぬことは明らかであって、多言を費やすまでもない」とさえ思われる所以であるが、所論にかんがみ若干の説明を加えるならば、被告人は小学校の授業もほとんど理解できず、いわゆる「お客様」的存在であり、中学校には数日しか行っておらず、右のような発達遅滞の程度からすれば当然のこととして、抽象的概念の理解能力には著しく欠けているけれども、家庭内で簡単な機械を使って、口紅ケースのバリ取り成型の内職に従事し、月一万円程度の小額ながら収入を得て家計の足しにし、日常の身のまわりの用はどうにか自分で足し、掃除など簡単な家事の一部を分担するなど、家族の庇護のもとではあるが、一応の社会生活を営むことができていたものであり、原審及び当審を通じての公

判廷における供述態度・内容を見ても、抽象的概念を用いた質問、ましてや抽象概念自体の説明を求める質問（例、「裁判とはどういうことかわかるか。」）に対してはほとんど答えられないけれども、具象的・即物的事項についての質問に対しても、語彙に乏しく、平素家族間等で使われている方言的な言いまわしを外れた、標準語による表現が理解できないことがまま見受けられるとはいえ、かなり的確に応答し、不利な質問に対しても「参ったな。」「わかんない。」「恥ずかしい。」などと見て答えを回避しようとすると傾向が認められ、さらに、後に検討する捜査官の取調べに対する供述ぶりには、当初は犯行を否認し、自己の犯行であることを基本的には認めた後も、自己に不利益な、被害者に対する行為の具体的詳細な点については供述を回避し、あるいはなるべくうちわに供述するにとどめようとする傾向はよりいつそう顕著に看取され、また、被害者に対しては悪いことをしたと述べ、当初否認したのは、自己の犯行であることがわかると、母親が驚いて体を悪くすると思ったからであるとも述べているのであって、自己の置かれた立場、自己に不利益な事柄との区別をかなりの程度心得ていることが認められ、是非善惡を判断する能力や、右判断に従つて行動を抑制する能力は、健常者に比して劣るのは当然であるが、それが全くないなどとは到底考えられないのである。（なお、「裁判とは何か」という類の質問は、通常の知能を有する者にとつても、相当程度の社会常識がなければ、とつさに上手に答えられる質問ではなく、しかもこれに答えることが必ずしも有利な結果をもたらさないという場合、答えようとすると努力を放棄することは、いくらでもあり得ると考えられるから、この種の質問に対する「わからない」という答えを文字どおりに受け取ることは危険である。被告人の場合は、前記知能程度等からみて、これを即座に要領よく答えることはおそらく不可能であろうが、それでも、テレビの刑事ものなどを好んで視聴していたこと（青山恭子の一〇月一日付検面調

書抄本）等に徴すると、「警察につかまつた悪いことをした人を刑務所に入れる手順である」と言う程度のこととは、漠然と理解しているとみるべき余地が大きいのである。」

訴訟能力について考えてみても、右能力とは、一定の訴訟行為をなすにあたり、その意義を理解し、自己の権利を守る能力であるとされているが、被告人にそのような能力がないとは考えられないことは、上述したところにより明らかである。

念のため鑑定結果について一言すれば、中田鑑定は、知能指数五〇以下（痴愚）については責任能力、訴訟能力を認めるウイッターの学説を紹介し、これに従うべきかもしれないと述べつつ、本件については、訴訟無能力とも断定できないとして、明確な結論を示さず、西山鑑定は、右学説と同じ立場に立つて、被告人の責任能力、訴訟能力を否定する結論を出しているのであるが、既に考察したところによれば、後者の結論には到底賛同し得ない。なお、被告人の知能の検査結果には、知覚・運動領域と言語表現領域との間にかなりの差があり、言語表現能力が相対的に劣るのは、適切な教育・訓練がなされなかつたためと考えられ、今後発達向上する可能性があることは、西山鑑定も指摘しており、姉青山恭子も、被告人の言語表現能力が本件の取調べ・審理を受けていた間にかなり向上したと証言しているのであって、このことは、被告人の本来の能力が、言語表現等の抽象概念の領域においても、見かけよりも高く、おそらくは知覚・運動領域における知能年齢の九歳と同程度に達し得ることを意味すると考えられ、そうであれば、「いかに教育を施しても七歳未満の能力にとどまるもの」を白痴に分類してこれを責任無能力者とし、無能力の範囲を広く解するかに見えるクレペリンらの古典的見解によつてさえも、被告人は無能力者とはいえないことになるであろう。

原判決が、被告人の訴訟能力を認め、訴訟手続を停止することなく進行し、かつ責任能力につき心

神喪失を認めず、心神耗弱を認定するにとどめたのは相当であり、この点を非難する論旨は理由がない。

第二　自白の任意性（論旨③）について

1　黙秘権について

所論は、本件においては、形式的には黙秘権の告知がなされているが、被告人はその趣旨を理解することはできないのであるから、このような者の供述には任意性を認めることはできないというのである。しかし、被告人の責任能力、訴訟能力に關し既に考察したところによれば、被告人に対し、「不利なことは言いたくなければ無理に言わなくてもよい」という程度の、黙秘権についての必要最小限の理解さえも期待できないとは到底考えられないから、所論は採ることができない。

2　取調状況、供述過程に関するその余の主張について

所論は、取調の過程において強制、拷問に直接該当するといえるほどの違法があつたと主張するものではなく、その知能、性格にかんがみ表現力に乏しい上誘導を受け迎合しやすいと考えられる被告人を、取調官が誘導し、舌足らずな答えをもとに作文し、押し付けたものであり、捜査官の、通常人にとっては何でもない言動も、被告人にとっては強要、脅迫となり得るなどとの趣旨を、詳細に主張するものである。（なお、理由不備をいう点があるが、実質は原判決が任意性を肯定する理由として説示するところを論難し、この点の判断の誤りを主張するに帰するものである。）

本件では、通常の自白調書のほかに、警察における被告人の取調状況を録音したテープ（当裁判所昭和六二年押第一二八号—原裁判所同五六六年押第二四号—符号二六の一ないし一八、以下証拠物については右押収番号のみを掲げる。）が存在する。もつとも、その録音状態は良好でなく、聴

取困難ないし不能な箇所も多い上、自己の犯行であることを認める最初の自白がどのような経緯でなされたのかを知り得る録音は存在せず、また表示と内容が一致しないものがある（例えは符一六の一は、ケースに「九月二九日一二七日のように読めるが誤記であろう。一自供はじめる」と記載されているが、内容は一〇月一日の取調べと認められる。）など、遺憾な点もあるが、努めてこれを聴取してみると、基本的には、取調官は被告人が精神発達遅滞者であることに配慮し、被告人を「おにいちやん」と呼び、なるべく平易かつ穏やかに質問するよう配慮し努力しており、これに対し被告人もその乏しい表現力の限度で真剣に応答していることが看取されるのであって、時には被告人がいかにも不合理な供述をしたり、黙ってしまって取調べが進行しなくなり、取調官が語氣を強めたり、嘘を言わずに正直に話さなくてはいけない旨を長々と説論し説得する場面なども見受けられるが、これとても、被告人の前記特質を考慮に入れても、許容される限界を逸脱した、強制と目すべきほどのものとは認められないのである。その他記録を精査検討しても、自白の任意性を害するような違法不当な取調べがなされた形跡は全く認められない。

所論のうちには、被告人の昭和五四年一〇月一日付員面調書冒頭の、「問い合わせおにいちやんは、話しをしないとおまんまが食べられない」というから、話を聞くから、話せるか。答話せるよ。」とのくだりを根拠に、被告人が「話せば」はんが食べられるようになる」というだけの欲望のために自供をはじめたもので、欺計と誘導による供述の強要であるとする部分もあるが、独断もしくは曲解というほかない。右録音テープによると、たしかに取調官は右一〇月一日のほかにもしばしば、「正直に話せ。人間は隠しごとをしていると」はんもおいしく食べられない。全部話せばすつきりして、おいしく食べられるようになる。「嘘を言つても調べればわかつてしまふ。」などという趣旨を、一

見くどいと思われるほど繰り返し申し向けて供述を促していることは明らかであるが、被告人はこれに対し、「わかりましたよ。」などと言いながらも、なお取調官の誘導的質問をそのまま肯定せず、被告人なりにその言わんとするところを辛抱強く主張している箇所が随所に認められ、殊に、のちにも検討する、「カノに言われてやつた、本当はやつてない。」という被告人の供述をめぐっては、右供述の趣旨を理解できない取調官がこれを全くの虚偽とみて、再三再四にわたり、右のような説論を執拗に繰り返しているのに対しても、被告人は、右供述が虚言であるとは認めていないのであって、被告人の自白が、所論のいうように、「ごほんが食べられるようになりたい」との一心のみから、欺計にかかり誘導に乗せられてなされたものであるなどとは、到底解されないのである。

右に述べたところに加えて、後に詳細に検討するような、被害者の鞄から切りとった布切れの所在に関する供述がなされるに至った経緯、一〇月一二日の検証の際の被告人の犯行再現の状況等をも勘案すれば、被告人の自白が任意になされたものであることにつき、疑いを容れる余地はないといふべきである。

論旨は理由がない。

第三 本件は被告人の犯行ではなく、自白は信用性がないとする事実誤認の主張（論旨④）について
一 所論は、自白に種々の矛盾、不合理、変動等があるとして、その信用性を争い、かつ、
イ 被害者の膚内から発見された三菱バイタル単三乾電池一本が被告人のものであることは、厳密に
証明されておらず、また被告人がかつて使っていたものとしても、捨てたものを第三者が拾つて犯行
に使つた可能性も払拭されていない。

口 被害者の着衣に付着していたとされる金属粉は、被告人の作業（前記口紅ケースのバリ取り成型）

によつて生ずるものと同種ではあるが、右着衣に付着した泥の中から検出されたもので現場の土中に存在するのであるから、被告人の着衣等から直接付着したものとはいえず、犯行と被告人とを結び付けるものではない。

ハ　被害者の手首を縛つてあつた紐は、被告人の甥青山和正のものとは断定できず、仮に同人のものとしても被告人以外の者が犯行に使用したことも考えられる。

ニ　被害者が当時所持していた通学用の赤い布製鞄の記名部分が切りとられており、これが同年一〇月九日に至つてはじめて被告人の自供により、その所持品である定期入れの中から発見されたとされているが、右記名部分の布片の発見経過は極めて不審である。そもそも鞄自体が、犯行の翌日（九月一二日）一日がかりで行われた大がかりな捜索によつても発見されず、翌々一三日午前九時三〇分の捜索再開から僅か一〇分後に突如、被害者の衣類とともに、その死体があつた古井戸跡の穴から僅か十数メートルしか離れていない草むらの、それも草の上のすぐ目につく所にあるのが発見されたときれており、しかもその際被害者の父関根淳が記名部分の切り取られていることを確認したというのに、同日の現場検証（検証調書は同月二六日付）の際にはその部分の写真撮影等の証拠保全がなされず、右検証調書添付の当該部分の写真は後日別のカメラと別のフィルムで撮影されたものであることが公判段階になつて判明するなど、不審な点が多い上、被告人の所持品である右定期入れは、二つ折り財布等とともにトランジスタ・ラジオに鎖でつながれた状態で、九月二九日（被告人逮捕の日）の捜索により、被告の方から押収されているのであるから、犯人と罪体とを結び付ける極めて重要な証拠である鞄の切片の所在に関心を有していたであろう捜査官が、右定期入れ等の中を調べないなどとは考えられず、一〇月九日取調状況の録音テープ中に、取調官宮崎四郎の「（右定期入れ等を）開けてみ

たが何もなかつた」旨の発言があること、野田警察署の証拠品保管責任者（鑑識主任）高山孝史の「右証拠品を当日午前中から右宮崎に貸し出した」旨の証言等に徴し、捜査官は右切片の所在を予め知っていた疑いがあり、この点についての右自白は秘密の暴露とはいえないのみならず、鞄は発見当時切り取られていなかつたのを、捜査官が切り取り、被告人の定期入れにいれて、証拠を捏造作為した疑いさえ生ずる。

ホ 被害者の着衣に付着していた油と、死体の付近にあつたオロナミンCのびんに残っていた油とが、被告人方で使用していた食用油と類似することは、なんら犯行と被告人とを結び付けるものではない。現場にはドリンク剤のびんが右油の入つたもののほかにも多数捨てられているし、食用油は一般家庭で広く使用されているもので、特段の特徴があるものではない。しかも、被害者の着衣に付着の油と被告人方で使用していた油とは成分が異なる旨の検査結果（科学捜査研究所技術吏員牛尾好康の一〇月一四日付報告書二通）、右着衣の油のうちスカートとショートパンツに付着のものとパンティーに付着のものとでは、成分が異なる旨の検査結果（右牛尾の一〇月二二日付報告書）があり、何故成分が異なるのかは解明されておらず、パンティーの油は機械油の臭いがしたとの安川敏夫の証言もある。へ 現場に遺留されたガスライター（いわゆる百円ライター）が被告人のものかどうかも不明であり、仮に被告人のものとしても、被告人は愛玩用に多数のライターを持っていて（逮捕時二二個が押収されている。）、家の内外に散らかしていたので、現場遺留のものも単に捨てたものとみられ、犯行と被告人を結び付けるものではない。

などと主張するのである。

二 本件においては、既にみたように、任意性の認められる自白が存在するので、物証はそれのみで

有罪認定の資料として十分かという見地からではなく、右自白の裏付けとなり得るものか、自白と矛盾しないかという見地から検討すれば足りるともいえるのであるが、所論指摘のうち二の鞄及びその切片は、犯行と被告人とを結び付ける最も有力な物証であり、その発見の経緯は、自白の任意性・信用性の判断とも関連し、極めて重要であるので、先ずこの点について詳しく検討する。

1 右鞄（符一七）の発見押収の経緯を、昭和五四年九月二六日付（同月一二一、一二三日の両日にわたり施行）検証調書、同月一四日付検索差押調書、いずれも本件捜査に従事した警察官である原審証人安川敏夫（右検証調書の作成者）、橋本安生（右検証の補助者で、右検索差押調書の作成者、鞄の発見者）の各証言等、関係証拠によつてみると、同月一一日午後九時過ぎに被告人方裏の竹藪内の古井戸跡の穴から被害者の全裸死体が発見され、同日午後一一時三〇分から翌一二日午前三時五〇分まで、右死体及び古井戸跡周辺の状況を中心に実況見分が行われ、次いで右一二日午後三時過ぎから一〇名あまりの警察官を動員して、被害者の衣類、所持品、犯人の遺留品等証拠物の検索を兼ねて検証が行われたが、被害者の衣類、所持品等は発見に至らず、午後五時三〇分没のため中止し、現場一帯を立入り禁止として看守者数名を配置しておき（立入り禁止の具体的範囲や立入り防止措置の詳細は不明）、翌一三日午前九時三〇分から再開して間もない九時四〇分ころ、死体のあつた古井戸跡から東方に向かって検索を開始した橋本安生が、右古井戸の約一八メートル東方の草の茂みの中に赤いものがあるのに気付き、近寄つてみると赤いものは布製の鞄であり、衣類や靴（符七ないし一二）もその傍らにあつたというのである。そして右検証調書添付の写真60、61は鞄等が草むらの中に置かれてある状態を撮影したもので、このように鞄と衣類が発見された場所は死体のあつた場所から程近いところであり、右写真60、61を見ても、草の葉の縁の中に赤い鞄が色鮮やかに認められるのに、それが死

体発見の翌々日まで発見されなかつたというのは、常識的に考えれば不審な観があることは否定できず、また、写真76、77、78は鞄だけを近接して撮影したもので、特に77によれば、その裏側の記名部分が切りとられてゐる状況が明らかであるが、高安稔（鑑識課員、写真撮影担当者）の証言によると、右76、77、78を含む65から100までの、被害者の所持品、着衣等の写真は、検証現場ではなく、これを野田警察署に持ち帰つて室内で撮影したものであることが明らかであり、右橋本、安川らは、鞄が切り取られていてことに気付き、被害者の父関根淳の立会いを求めて確認させたといい、右関根淳も同旨の証言をしているけれども、検証現場で撮影された鞄の写真で、右切り取られた状態を示すものは存在しないことは、所論指摘のとおりであつて、これらのことだけからすれば、何者が後日そこに投棄したのではないかとの疑いさえも、生じないわけではない。

2 しかしこの点をしばらくおき、次に鞄から切り取られた記名部分の布片（符一九）が、被告人の所持品である定期入れ（正しくは「運転免許証入れ」）の中から発見された経緯について検討すると、以下のとおりである。越川保作成の一〇月一日付捜索差押調書、証人宮崎四郎（被告人の取調担当者）、高山孝（前出、証拠品の取扱責任者）の各証言によると、捜査当局者は当然のことながら被害者の鞄の切片の所在について重大な関心を抱き、九月一九日、被告人の逮捕に伴つてその身体及び被告人方の捜索を実施し、被告人の衣類、所持品等多数の証拠物を差押さえたが、その中にビニールテープ等で巻いて封じてある免許証入れと二つ折り財布を、鍵など雑品数点とともに鎖や紐でつないのであるトランジスタ・ラジオ（符一五）があり、これは逮捕当時被告人が、その着用していた作業ズボン（符一八、当審提出）の右側後ポケットにラジオを、同種ポケットにラジオにつながった財布、免許証入れ等を入れるという形で所持していたもので、捜査官は被告人を警察署に連行する前に右ズボン

をはき替えさせ、右ラジオ等とともにこれを差押えたことが認められる。そして右宮崎の証言によれば、同人は右免許証入れ等の中を点検することなく被告人を取調べ、これに対し被告人は、本件が自己の犯行であることを認めたのちも、鞄の切片については、はじめは川の方に捨てたなどと述べ、詳細を追及すると黙り込んでしまう状況であったが、一〇月五日ころから、「ズボンのポケットに入れたままにしていたら、警察に持つて行かれた」と述べるに至つたが、宮崎としてはただちにこの供述を信用せず、もっと別の場所に隠しているのではないかと疑っていたが、一〇月九日あらためて問い合わせすうちに、被告人が右免許証入れの中に入っていると言い張るので、証拠品を保管担当者から取り寄せ、巻きつけられたテープをはがし、免許証入れを開いたところ、まさしく被害者の鞄の切片が出てきたというのである。そして被告人の員面調書には、右証言のいう経過に照應する供述記載がある。

記載がある。

3 右切片の所在捜索は、このように捜査官の重大関心事だつたのであり、右捜索差押調書の「捜索差押の目的たる物」の欄にも、「被害者の鞄から切り取った布片」が最初に掲げられているのに、差押えた証拠物の中身を点検しなかつたというのは、所論もいうとおり、信じ難い感があることは否定し得ない。しかし一〇月九日の取調状況の録音テープ（符二六の一三）を聴取すると、聴取困難なし不能の部分も多いが、聴取可能な限りでの内容は別紙（これは弁護人が当審における平成元年一月六日の公判期日の変更を求めた際、その資料として提出した反訳を、当裁判所の聴取結果にもとづき修正したものである。）のとおりであって、これによると、被告人は右切片が免許証入れの中にあるということを、「ほんとだよ、嘘は言わねえよ。」という台詞を時折り交えつつ、繰り返し説明しているのであって、その中には、「名前書いたのここにあるって言おうかなと思つたら、持つて行かれ

ちやつたから言えなくなつた。」、「本当は出そつと思つたが、おばあちゃん（実母『もと』を指す。）が悪くなると思つて黙つていた。」、「おばあちゃんが、（この間聴取不能）うつちやつちやいけないと思って出さないんだよ。」というくだり（この箇所は全体的にやや不明瞭で聴取困難であるが、一〇月一五日の取調状況の録音中の、同日付員面調書の第三問に関連して、おばあちゃんに『おまえがやつたのか』と聞かれたが、やつたと言えばおばあちゃんがびっくりして倒れてしまうと思って、言えなかつた旨述べている箇所と同趣旨を述べているものと解される。）、また、宮崎の「紐がついたビニールの袋みたいのがある、その中全部開けて見てくれといって、開けてみたら何もなかつたて。」との発言に対し、「また冗談言つてるな、向こうのお巡りさんも。」などというくだり、「持つてくればすぐ分かるよ。」「早く来ねえかなあ。」というくだり、さらには、繰り返し同じことを尋ねられた被告人がじりて、「名前（の書いてある布切れ）はここだつて言つてるでしょうよ。」と大声を出し、自分の描いた図面を筆記具で叩いてあるものと思われる音がするくだけなどもあるのであって、その語調、供述態度はまさに自發的かつ真摯なものであつて、前述の程度の知能を有するにとどまる被告人が、身に覚えのないことについて、もし予め誘導され教え込まれたのであれば、このような追真の演技ができるなどとは到底考えられず、右被告人の供述の信用性は十分というべきである。（もつとも、別の場面では、被告人が「ほんとだよ、嘘言わないよ。」と言ひながら嘘を言つてゐることもあり、右の言葉だけからただちに、被告人が正直に供述していると認められるわけではない。ただ、右の言葉は被告人が、嘘であれ眞実であれせいいっぱいに訴えていることを示すものなのである。）所論は右に摘記した宮崎発言をもつて、同人が予め免許証入れの中を調べ、そこに鞄の切片が入つていることを知つていた証左があり、さらに進んで捜査官が証拠に工

作を加えた疑いがあるとして、前記のように主張するのであるが、右発言の趣旨は、別の係官に連絡指示して被告人のズボンやラジオに連結された財布、免許証入れ等を調べさせたといふものであつて、同人自身が免許証入れを調べたとの趣旨は含まれていはないことは明らかであり、むしろ、右にみたような経緯をふまえて考察すると、被告人は一〇月五日の段階で既に切片の所在を供述していたのであるが、その表現が稚拙なため、宮崎にはその真意が理解できず、ズボンのポケットに直接入っているという趣旨に理解し、同月九日、被告人に図面を描かせるなどして詳細に取調べるうちに、ようやく被告人の言わんとするところを理解し、右証拠物を調べ室に取り寄せ開披したところ、右切片が発見されたものと認めることができ、宮崎自身が被告人の供述の趣旨を正解しておらず、従つてその指示を受けた係官も事情を十分把握していなかつたため、免許証入れの中までよく調べず、布切れの存在を見落としたということは、迂闊といえば迂闊ではあるが、あり得ないことではないと考えられ、少くとも、捜査官が被害者の鞄から切り取られた記名部分を予め被告人の所持品にひそかにしおび込ませておいたなどと疑う余地は全くないということができる。なお、右一〇月九日のテープによると、右ラジオ等の証拠物を調べ室に取り寄せるのに、一、二時間かかると宮崎が言い、実際その程度の時間をしておられることが認められ、何故そんなに時間がかかるのかについては同人の証言中にも説明はなく、不可解といえば不可解であるが、さりとてそのことのみから、捜査当局により右証拠物に工作が加えられたと合理的に推測することができるわけのものでもない。むしろ、同日午前中右証拠物を貸し出したという、所論指摘の高山証言と、右テープ中終り近くの、「帰つてくればここへ持つて来る」という宮崎の発言をあわせ考へると、当日午前中右証拠物は借出名義を宮崎として関係捜査機関等へ持ち出されていたものかとも推測し得なくはないのである。

4 そこで右に考察したところを前提に、再び遡つて鞄と衣類の発見経過について考えるに、右鞄等のあつた場所は、死体のあつた古井戸跡に近いとはいっても、その約一四・五メートル東方から約一・五メートルに亘つて急斜面となつてゐる地帶の下であり（九月一六日付検証調書現場見取図20）、一二日の検証・搜索は約二時間半で日没終了となつてゐるので、捜査官としては先ず右古井戸を中心にしてその近辺に力点を置いて綿密に検索し、死体のそばに衣類等がなかつたので、犯人が持ち去り隠匿した可能性を第一に想定し、人目につき易いところに捨ててある可能性は少ないと考へ、同日の搜索を斜面の下まで及ぼさなかつたとしても、これを全くあり得ないほどの怠慢・不合理とまではいえないと考えられる。加えて、一〇月一二日被告人を立会わせて犯行状況を実演させる検証が行われ、これにつき一〇月一八日付検証調書のほか、その状況を収録したビデオテープ（符二七）が存在するところ、その中で被告人は、鞄と衣類を右斜面下の地点に向かつて投棄した状況を実演しており、しかもその際、検証主任官越川保が「そんな投げ方で本当に届くのか。」という趣旨の疑問を提示するのに対し、被告人が「届くよ。」と言つて実演し、実際に斜面の下の、前記発見地点付近まで届いた状況が録取されているのであって、右検証はひととおりの自白が得られた後の、いわば総仕上げ的なものではあるが、これまた、身に覚えのないことについて被告人にこれだけの演技ができるとは到底考えられないのである。してみれば、鞄、衣類の発見経過にも、納得できないほどの不審はないということができる。

5 以上を要するに、被害者の鞄を切り取り、切片を免許証入れに隠したのは被告人であることにつき、疑を容れる余地はなく、そうすると、被害者を凌辱し死に至らせた行為者が被告人のほかに存在し、被告人は鞄を切り取つただけであるなどとは、容易に想定し難いところである。

三 所論が証明力を争うその余の物証のうち、被害者の体内に挿入されていた乾電池が被告人のものであること、手首を縛ってあつたベーゴマの紐がもとは被告人の甥和正のものであつたことは、一点の疑問の余地もないほどに厳密に立証されているかどうかはともかく、関係証拠に照らしその蓋然性が極めて強いものであつて、これらの物が犯行と被告人を結ぶ有力な証拠であること、死体のそばにあつた食用油の入つたびん、ライター、被害者の衣類から検出された金属粉等も、本件が被告人の犯行である」とと矛盾せず、食用油とライターはいずれもありふれた、特徴の乏しいものではあるが、自白と一応照應しこれを裏付けるものであることは、多言を費やして説明するまでもない。なお食用油の点につき一言すれば、被告人は食用油を入れたびん一本を現場に持つて行き、一本を被害人に飲ませ、もう一本を脱がせた被害者の衣服にかけた旨自供しており、牛尾好康作成の検査結果報告書三通（一〇月二二日付一通、二四日付一通）によると、衣服に付着していた油と現場に遺留されたオロナミンCのびんに残っていた油、及び被告人方にあつた日清サラダ油の容器に入つた油とは組成が極めて類似し、被害者の口に押し込まれていたパンティーに付着していた油は右と組成が異なるが、いずれも食用油であり、右のように組成が異なる理由は詳らかでないが、食用油は多種類の商品が市販されているので、被告人方に異種の油があつても不思議はなく、組成の異なる理由が逐一究明されなければ自白が信用できないというわけのものでもない。なお、「パンティー付着の油は機械油の臭いがした」旨の安川敏夫の証言については、同人はオロナミンのびんの油も機械油と思った旨述べているのであるから、臭いについての右証言が誤りであることは明らかである。

四 自白の信用性に関するその余の点について

1 本件犯行が被告人の行為によるものであること、従つて、犯行を認めた被告人の自白が真実に合

致するものであることは、既に検討したところにより明らかであつて、被害者は、両手首を木綿紐（前出ベーゴマの紐）で後ろ手に、両膝をビニール紐で縛られ、その脇内に単三乾電池一本が縦列に挿入され、奥の一本は子宮壁を破り腹腔内に達していたこと、肛門にも何かを挿入したと推測される裂傷と出血があつたこと（鑑定に当たつた木村康の証言によれば、この裂傷は手指によつて生ずることは考えられず、これまた電池の挿入によるものと推測されるというのであるが、被告人は指を入れたことを認めるにとどまつてゐる。）、口腔内にはガーゼのハンカチと、被害者自身がはいていたパンティーが押し込まれていて、被害者はこれによる気道閉塞のため窒息死したものであること、被害者頭部に重さ約一五キログラム、直径約三〇センチメートルの丸いや偏平な石（符六）が載つており、頭蓋骨にはこの石が当たつて生じたと推測される陥没骨折があつたこと等は、客観的証拠により明らかであつて、これらの行為をしたことを認める被告人の自白も、概ね真実に合致するものであることは、疑う余地はないのである。

2 もつとも自白内容には、犯行を構成する各行為の時間的順序、被告人の行為とこれに対する被害者の反応等の詳細な点に關し、変遷や混乱があることは概ね所論指摘のとおりである。しかし、自白調書と録音テープとを対照し総合して検討すると、前記のような資質の被告人にとつては、犯行を時間的順序を追つて明確かつ詳細に、しかも要領よく説明することは困難であり、他方取調官にとつても、被告人の言わんとするところを誤りなく把握することが容易ではなかつたと認められる上、被告人は犯行を一応認めながらも、特に取調べの初期においては、一例として、客観的状況からは明らかに考へられる、被害者の体内に電池を押し込んだことさえ、なかなか供述しなかつたくらいであつて、被害者に対する凌辱行為の具体的詳細については言葉を濁し供述を避けようとする傾向が明らかに看

取され、しかも取調官が押しつけ、誘導を極力避ける配慮をしていたため（誘導が全くないというのではない。被告人の供述内容が納得できない場合、疑問の余地のない客観的事実関係を提示し、懇切丁寧に説明し、「おにいちゃんのこの前言つたのは違うんじゃないの。本当の事を言いなさい。」と いうような調べ方はしばしば行われている。しかしそれは取調べとして当然のことである。）、一つの事項について供述をまとめるのにかなりの時間を要しており、これらの事情があいまって、調書に録取された供述の内容が、調書ごとに変動する結果となっているもので、これはまことにやむを得ないことであったと考えられるのであって、結局右所論指摘の点は、本件においては自己が犯人であるとする自白の根幹部分の信用性に影響するほどの不自然、不合理というべきものではない。

3 なおここで、当審弁護人の弁論の中での指摘にかんがみ、右乾電池の押収番号につき付言する。
被害者の体内に挿入されていた乾電池二本は、鑑定人木村康による解剖の際取り出され、同人から野田警察署係官宛に任意提出され、同署司法警察員高山孝作成の領置調書の押収品目録番号一番として領置され、これが千葉地方検察庁松戸支部に送付されて同地検昭和五四年領六一一号の符三三号となり、原裁判所は検察官の証拠調請求（証拠関係カードの標目番号6）にもとづき、これを昭和五六年押第二四号の符号一として領置したものである。（なお、右電池の製造番号は、現状においては判読できないが、古川庄次作成の九月一七日付検査結果報告書によれば七九一〇四であり、司法警察員佐藤稔ほか一名作成の、同種製品の流通経路等に関する検査報告書中に七九一〇一とあるのは明白な誤記と認められる。）ところが証拠物を検するに、同押収番号の符号一と記載された裁判所の番号札（「東京高等裁判所」とある表示を「千葉地方裁判所松戸支部」と訂正して使用されている。）が添付されている乾電池二本は、検察庁の領番号が領同号の符六二号で、一見

汚れていない未使用のものであり、被害者の体内にあつたものとは認め難いことは指摘のとおりである。しかし他方、検察庁の同領番号の符三三号の表示札が付けられたビニール袋入りの、鏽と汚れのある乾電池二本が存在し、右表示札に原裁判所符号一三の番号札（府名訂正の点につき前同）が貼付されているが、右二本はさらに一本ずつ別のビニール袋に入れられ、袋の一つには「五四・九・一二
野田（インブ）」と、他の一つには「五四・九・一二
野田 電池 奥に入っていたもの」と、それぞれ黒のサインペン様のもので記載されているところ、公判調書（証拠関係カード、検察官請求分の標目番号43の欄）によれば、原裁判所が右符号一三として領置したのは前記検察庁領番号の符六二号であり、これは九月二九日の前記被告人の身体・住居の検査の際、被告人のジャンパーのポケットから押収されたものであることが、一〇月一日付検査差押調書等により明らかである。以上によれば、現状における符号一と符号一三との番号札は交互に貼り違えられたもので、符号一三の番号札が貼付されている乾電池が実は符号一のもので、被害者の体内にあつたものと認められ、右貼り違えは、当庭における証拠物受入れにあたり、古くなつて剥落した原序の番号札を更新した際に生じた過誤であると推認される。このような証拠物の取扱いは杜撰であり、遺憾といわざるを得ないが、原判決が犯罪事実および証拠の標目の掲示において、「単三乾電池二本（昭和五六年押第二四号の一）」としているのは、前記検察序領番号の符三三号の乾電池二本を指すものであることは明らかであり、この点に関し原判決にはなんら誤りはなかつたのである。

4 また所論は、原判決が本件の動機なし誘因として、全裸の女児が水遊びをしている新聞の広告写真に被告人が刺激されて犯行に及んだと認定したことを捉え、右写真は性的刺激となるようなものではなく、右認定に沿う自白は押しつけによる不合理なもので、右自白による動機の認定は不当であ

り、精神発達遅滞者に対する偏見によるものであるなどと主張する。たしかに右写真（符二〇）は、通常人にとっては単に微笑を誘うものに過ぎないであろう。しかし、そのようなものであっても、被告人のように性的関心が児性愛の段階にある（中田鑑定）精神発達遅滞者にとっては、性的刺激となり得ることは、経験則に照らし明らかであり、現に被告人は、通常人にとっては何でもない右写真を切抜き、ミニ・ノート（符二一）に挟んで大切に持っていたのである。そして被告人が本件の動機として右写真のことを供述したのは、一〇月一一日の取調（同日付員面調書の七五問以下）においてであり、右取調状況の録音テープ（符二六一一五B面末尾から符二六一一六A面冒頭にかけて）によれば、犯行の動機を追及する質問に対し、このような主観的心理的な事柄を説明するのが不得手な被告人がしばらく答えあぐんだ末、「あの新聞なあ、見てねえばなあ、やんねえで済んだのに、……あの古い新聞……」と嘆いたもので、取調官は右写真の存在を事前に知っていたことは、その後の取調べぶりからも窺われるが、被告人の右供述の発端は右のとおりであって、取調官の方から右写真の存在に言及したり、これを提示したりしての誘導や押しつけによるものではないことが明らかに認められるのである。右写真が本件の動機ないし誘因の一部をなしていることは、疑う余地がない。

また所論は、被告人方の者がその住居地である野田市木野崎字鹿野の字名を取り「カノ」と呼び慣わしている、親戚の秋谷方の者（「カノのマコトちゃん」）から脅されたことが、本件の動機であるようにいう被告人の原審公判廷供述を取り上げ、右供述内容は不合理であり、このような動機から犯行に及んだという自白は全体として信用できず、さらにこの弁解は、被告人が捜査段階の初期にも持ち出したが、取調官に信用されず、調書にも簡略にしか録取されていないのに、原審公判において弁護人の質問をきっかけに再び持ち出しているのは、被告人の供述が被影響性が強く場当たり的で、全

く信用できないことを示すものであるとの趣旨を主張する。たしかに被告人の右弁解は一見不合理であり、殊に取調べの初期段階における被告人と取調官のこの点に関する問答は、調書には簡略にしか録取されていないが、一〇月一日の取調状況の録音テープ（符二六の一、二、及び六）によると、被告人の供述は、「本当はやつてない、カノがいうからやつた。」、「カノがやつた。おれはやつてない。」というかと思えば、「カノがやれと言うからやつた。」、「カノのいうとおりにやつた。」などとも、またときには、「カノが現場に来たわけではない。」、「有線で言われた。」、「言われたのは八月のお盆のころだ。」などともいい、「カノ」とは何者なのか、そもそも実在する者なのかどうかを取調官が把握しておらず、被告人の能力ではこの点を的確に説明できないためもあって、取調官は「カノ」の実在さえも信用せず、被告人の右供述を全くの虚偽の言い逃れと受取り、かなりの長時間にわたり、「嘘を言つてはいけない」旨の説論をくどくどと繰り返し、この間の問答は矛盾と混乱に満ちている観がある。そして右弁解が、「カノ」が真犯人であるとか、同人に犯行を指示されてそれに従つたという趣旨であるとすれば、全く荒唐夢稽というほかはない。しかし、取調官が「本当はやつてない」という被告人の供述を文字どおり完全否認の意味に解して被告人を追及し、被告人の方にでもできれば否認を通してみたいという気持ちを捨て切れずに応答するため、表現に混乱を招き、支離滅裂の觀を呈しているけれども、被告人の言わんとする趣旨は、供述全体を通じて観察すれば、所論の指摘にかかる原審第三四回公判における弁護人の質問に対する被告人の供述と同旨、すなわち、「被告人の内職の電気代のことではしばしば理不尽な文句を言う『カノ』に対し、被告人が有線でいやがらせの無言電話をしたところ、逆に、『これから行ってお前の家に油をかけて火をつけてやる。』などと脅しつけられてしまい、これを苦にしてむしゃくしゃした不安定な氣分に陥り、つい本件犯行

をやつてしまつた（ガラやつちやつた）が、『カノ』のことがなければ、本当は（本来は）やらなかつたのだ。」という半ば弁解、半ば悔恨の趣旨を被告人流に表現しているものと理解することができるのであって、右のようなことが本件のような犯行の一つの誘因となるといふことも、被告人の資質を前提に考えれば、決してあり得ないことではないと考えられるとともに、このような、自己の行為の誘因となつた他人の言動を非難し、自己の責任を否定したり回避しようとする主張・態度は、幼児的なものであり、被告人の前記知的発達段階に照應するものとも考えられるのである。そして被告人は、「カノ」の実在さえ理解しない取調官に対し、地図を書いたり不確かな記憶を頼りに「カノ」方の有線電話の番号を書いたりして、その実在の説明に努めたにもかかわらず、右番号が一桁多いなど誤っていたため、番号簿を調べても該当するものが見当たらず、取調官にでたらめだらうと言われてしまい、困惑しながらも、なお「カノ」云々の供述が嘘だつたとは認めていないのである。（但し、「カノ」に何と言わたのか、それと本件犯行とが具体的にどう関連するのかは、捜査段階では、被告人の表現能力によつては、遂に明確な説明ができなかつた。）そうすると、原審第三四回公判における右供述は、そこでは「カノ」のほか「カサヤ」、「オナケ」と呼ばれる親戚も引き合いに出されているが、基調としては同旨を述べるものなのであって、被告人としては本件についてもつとも強調したかった点の一つなのであり、それが弁護人の質問により比較的わかりやすい形で引き出されたものとみるべきであつて、全く虚構の弁解を誘導に乗つて場当たり的に繰り返したものとみるべきものではないと考えられるのである。この点の所論も採用することができない。

五 所論は公判廷における自白についても、右動機等に関する点のほかにも矛盾、変動ないしは不合理が多数あり、信用できないと主張する。しかし、原審公判廷における被告人の供述経過をみると、

被告人は冒頭手続（第三回公判）においては、「忘れた。」、「参った。」などといって、細部については明確な供述を避けつつも、公訴事実の一部を認め、第一二回及び第一四回公判における検察官の被告人質問に対し、概ね事實を認め、右一四回公判の最後のころ突如として、「本当はやつてない。」と述べたことがあるが、その後第一五回から一〇回まで、一二四回から二八回まで、三〇回、三三回及び三四回各公判においても自白を維持し、第一〇回に陪席裁判官が、右「本当はやつてない」との供述の真偽を確かめ、第三四回に検察官が再び同旨の質問をしたのに対し、要領を得ない答えに終始し、右検察官の質問に続き弁護人が、「カサヤ、カノ（中略）が意地悪をしなければ、本当はやらなかつたという意味か。」と尋ねたのに対し、「はい。」と、答えているのである。ところが論告弁論が一旦終了し、判決宣言期日が昭和六一年一二月二二日と指定されたのちの同月八日、弁護人から、被告人が全面否認に転じたので、もう一度弁明の機会を与えるべきであるとの理由で、弁論再開の請求がなされ、再開された第四三回公判において、被告人は全面否認の供述をするに至つたものであつて、右否認の供述は、既に検討したとおりの証拠関係及び右の経過に照らし、到底信用するに足りないものというほかはない。そのほか所論が指摘する点の大半は、被告人の記憶力と表現力の不足、供述回避傾向等によるものと解することができ、既に検討した証拠関係に照らせば、自白の根幹部分の信用制を搖るがすほどのものとはいえないことは、捜査段階における自白の場合と同様であり、多言を要しないと思料される。

六 以上のとおりであつて、本件が被告人の犯行であることは明らかであり、その他所論にかんがみ証拠を精査検討してみても、右結論を左右するに足りるものはなく、原判決に所論の事實誤認はない。論旨は理由がない。

第四 殺意を否定する主張（論旨⑤）について

所論は、仮に被害者の口にパンティーを詰め込んだのが被告人の行為であっても、被告人にはこれにより死の結果が発生することを予見する能力がないから、未必的殺意はあり得ないと主張する。しかし、被告人の知的能力をもってしても、日常の生活体験を通じ、それなりに生死の観念、さらには、どのようなことが死の原因となるかについての理解等は形成されると考えられ、現に、前記録音データを含め、その供述内容をみても、人の死ということを理解していないのではないかと疑われるようなどころは全く見出せず、かえって、被害者の体に泥をかけて埋め、頭部に石を載せた際には「死んでいた」旨の供述（一〇月四日付員面調書三九問）、「ほんとうは殺すのをやめようかと思った」旨の供述（原審第一回公判、なお、これは「女の子に何をするつもりだったのか」という問に対し、やや的外れな問わず語り的供述であることが注目される。）なども見られるのである。もつとも、被告人が未必的故意といふことの意味を論理的に理解することは、極めて困難であるかもしれない。しかし、被告人が本件被害者に加えた凌虐行為は、口の中にパンティーを押し込んだほか、重さ一五キログラムもある石を頭に落とし、偶々まともに当たらなかつたため脳実質の損傷を伴つていないとはいえ、頭蓋骨に陥没骨折を生じさせ、また、乾電池二本を、子宮臍壁を突き破るほどに無理やり押し込んだというものであつて、直接の死因は気道閉塞による窒息であるが、子宮臍壁の裂傷と肛門部の裂傷へ後者の成因については自白がなく、詳細は不明であるが、これも被告人のなんらかの行為によるものとしか考えられない。一は、現実には出血が少ないが、それは傷害が死戦期に加えられたためとみられ、本来は大出血を招くものであり、頭蓋骨の骨折とともに、そのまま放置されれば死にならぬ可能性は十分あると考えられる程度のものであり（木村康の証言等参照）、犯行の終りには、

動かなくなつた被害者に土をかぶせて埋めているが、その間特に驚愕狼狽した様子も窺われないので、あつて、右のような行為の全体を通じ、どのような結果を招いても意に介しない態度が明らかに看取され、このような客観的状況のみによつても、被告人の意識の中に死の結果に対する認容があつたことが優に推認できるものというべきである。これに加えて、さきに検討したような、取調べに対し決して容易に迎合妥協はしない被告人の態度をも考えあわせれば、被告人の一〇月一三日付検面調書中の、「頭に石が当れば女の子が死んじやうと思わなかつたか。」との間にたいする「思った。」との答、「（口に）ハンカチ（やパンツ）を入れれば女の子はどうになるかわかるか。」との間に對する「息ができなくて死んじやうかもしれないとわかつていた。」との答、「なぜそれなのに入れたのか。」との間に對する「女の子が家に帰れば、女の子のお父ちゃんに怒られると思った。」旨の答なども、真意に反することを誘導や押し付けにより心ならずも、あるいはわけもわからずに肯定したものとは到底考えられないのであって、以上によれば、確定的殺意による犯行であるとする趣旨の訴因に対し、少くとも未必的殺意は認められるとした原判決の認定・判断に誤りがあるとは考えられない。論旨は理由がない。

第五 量刑不当の主張（論旨⑥）について

本件犯行の罪質、態様、結果等は既にみたとおりであつて、被害者本人はもとより、愛児を辱められた上、その生命までも奪われた両親等家族の被害感情の深刻さ、さらには地域社会に及ぼした衝撃等は察するにあまりがあるといふべきである。被告人は、心身耗弱者と認められる、かなり重度の精神発達遲滞者であつて、家庭環境は経済的な面でも、家族の保護指導能力の面でも、必ずしも恵まれたものではなく、しかも平素の行状には犯罪的傾向はなく、家族もこのような重大事件をひき起こす

危険など全く予測していなかつたものであり、そしてまた、このような事情によるとはいはながら、家族の被告人に対する処遇は十全といえるものではなかつたなど、斟酌すべき事情も存するのであるが、原判決の懲役一二年（未決勾留日数の算入一二三〇日）の量刑は、これらの事情を十分かつ正当に考慮した結果であると考えられ、不當に重いものということはできない。論旨は理由がない。

よつて、論旨はいずれも理由がないから刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二二条により当審における未決勾留日数中七〇〇日を原判決の本刑に算入し、当審における訴訟費用は、刑訴法一八一条一項但書を適用してこれを被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

平成元年一〇月六日

東京高等裁判所第九刑事部

裁判長裁判官 内 藤 大 夫

裁判官 藤 井 登 義 夫

裁判官 本 吉 邦 夫

越田吉 本 吉 株 夫

楚井 磯 井 登 菊 先

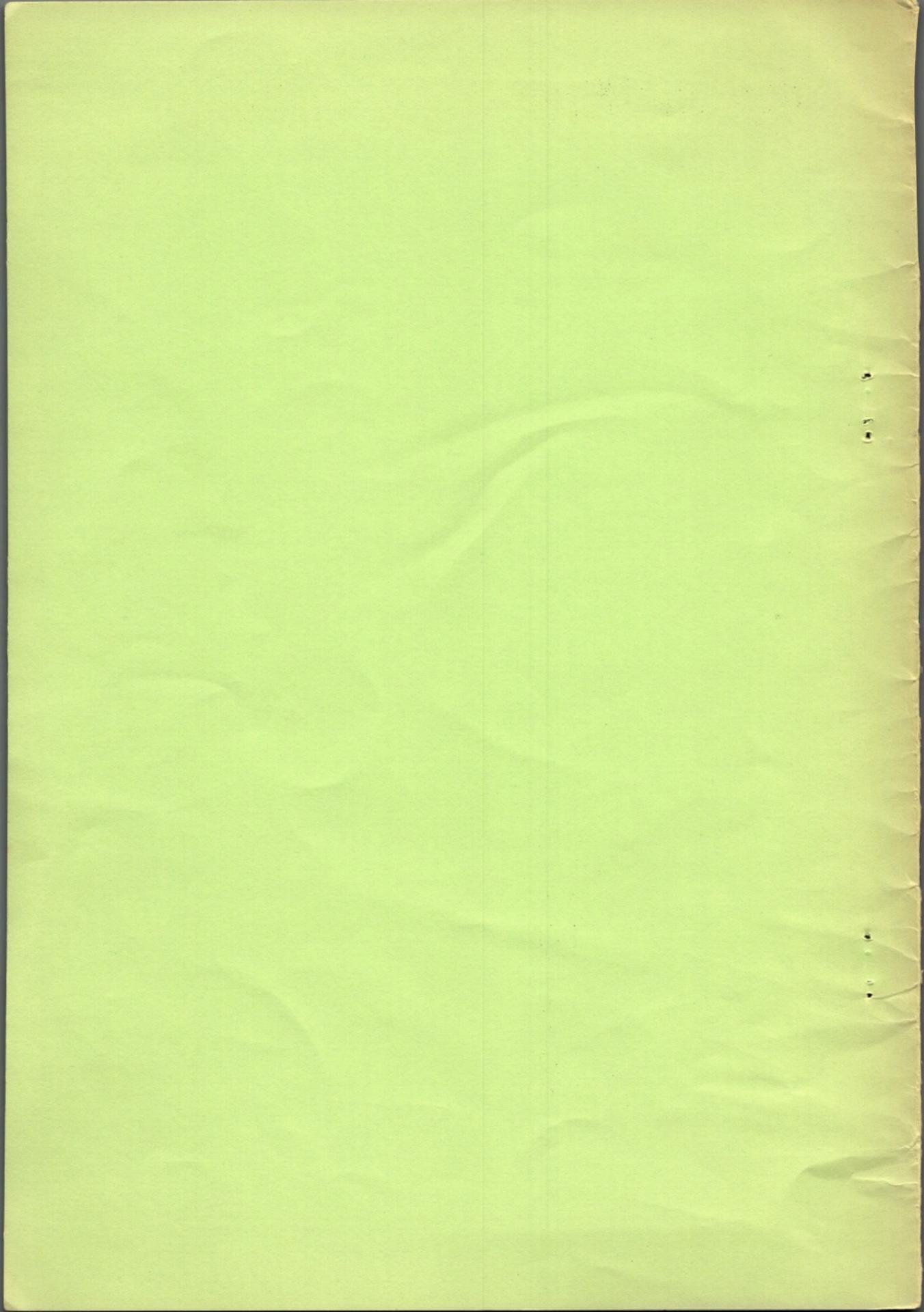
楚井敏儀直 内 蘭 大 夫

東京高等法院民事訴訟

平成元年一〇月六日

二八一 東一郎財團は訴取つたいきが訴者入て原告をめぐこひかわつ、主文のうだに訴状をも。

て当時おなじみ未先に留口證出力の由を原状の本據に眞入つ、並難にむる福澤實田は、既往お
はした、(船頭)にあらわ駆由ゆゑひゆの訴訟を)は大衆ではじ本手書類が累出つ、既矣)」と察され
て本訴つた詔狀もさうものゝと、不起訴にまづきざいづれられぬにて。裁判は詔狀をもとご
く、原聲央の證言(二年(未先)留口證の真入)一〇月)の量証を、いたるもの事證を十をすじ五並
表意の實旨入づ城をも既訴が十全をさざむりてはまざむことなり、既訴をへて事證を取扱ひのれども
貴財をもとへて訴つてゐたまじむるもの、そつてまた、このやせした詔狀でまもれ玉ござれども、



1984年8月20日第3種郵便認可（毎月6回1,5,10,15,20,25の日発行）
1989年12月27日発行 KSK殺したんじゃねえもの控訴審判決文特集号増刊通巻 223号

『編集人』

青山正さんを救援する関西市民の会
大阪市東淀川区東中島四一ー一五
障害者問題資料センター・リボン社
☎〇六(三二三)五五二三 気付

カンパ 二〇〇円

『発行人』関西障害者定期刊行物協会

大阪市東成区中本一丁目三一六ベルビューロ森の宮二二五号